

厚岸町規則第20号

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則

厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健福祉課の部児童福祉係の項中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を削り、第12号を第14号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 子どものための教育・保育給付に関する事。
- (10) 特定教育・保育施設の指定監督業務に関する事。

別表第1保健福祉課の部介護保険係の項中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号の次に次の2号を加える。

- (19) 地域支援事業第1号事業支給費の支給に関する事。
- (20) 地域支援事業第1号事業サービス事業者の指定監督業務に関する事。

別表第1保健福祉課の部地域包括支援係の項中第12号を第14号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第8号を次のように改める。

- (10) 地域支援事業に関する事（第1号事業支給費の支給に関する事を除く。）。

別表第1保健福祉課の部地域包括支援係の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 福祉有償運送に関する事。
- (8) 成年後見制度に関する事。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から適用する。